

消費税申告をされる会員さんへ

消費税の区分別経理は確実に

一般課税は軽減税率にご注意を

消費税の申告では売上と仕入・経費の両方から納税額を計算する一般課税と売上のみで計算する簡易課税がありま
す。一般課税で申告される方は経費の中で食料品や週2回
以上発行される新聞の購読料は軽減税率が適用されてい
ます。食品などを主に取り扱う飲食店などでは売上・仕入
の両方を必ず軽減税率と標準税率に区分してください。売
上では店内飲食は標準税率ですが、持ち帰りや出前・デリ
バリーは軽減税率が適用されます。また仕入では酒類や本
みりんなどは標準税率、食料品やソフトドリンクなどは軽
減税率です。領収書・請求書は各税率で合計金額が記載さ
れていますのでご確認ください。次の福利厚生費・接待交
際費・雑費にもご注意ください。また仕入税額控除(経費)
の要件として帳簿には取引の日付、相手先名称、取引内容、
金額の記載と領収書・請求書の保存が必要です。

建設業などでも軽減税率の経費があります

食品を主に取り扱わない業種でも軽減税率の経費は必
ずあります。主に福利厚生費・接待交際費・雑費などです。
福利厚生費などではお弁当や茶菓子代など、接待交際費で
は贈答品の食品・菓子や現場で配ったジュース代など、雑
費には新聞購読料が含まれています。

簡易課税は売上を各業種区分に経理を

簡易課税は売上のみで納税額を計算しますが、各業種区
分と軽減税率・標準税率に分けた集計が必要です。各業種
区分は6つに分かれ第一種・卸売業、第二種・小売業、第
三種・製造業や建設業(材料費あり)、第四種・飲食店や
労務(加工のみ)などその他の業種、第五種・サービス業、
第六種・不動産業となっています。それをさらに各税率に
分けるので12区分に分けた集計が必要です。例えば飲食店
なら店内飲食は第四種の標準税率、持ち帰り・デリバリー
は第三種の軽減税率になります。

「中小業者の新型コロナ危機打開を！」

緊急請願署名」のWEB署名

この間、民商では新型コロナの影響で苦境
に立たされている業者への支援制度拡充を
もとめて、国や自治体へ要望を行ってきまし
た。民商の全国組織である全国商工団体連合
会(略称:全商連)は、オンライン署名サイ
ト「Change.org」を活用したWEB署名をは
じめました。

署名ページは <http://chgng.it/T9bv5wtXRY>
QRコードを読み取ってください。



1/14~2/7 5時~20時内で営業

大阪府の時短協力金

—申請サポート実施中—



コロナ拡大は「政治の失敗」が原因であり、協力金を受け取るのは当然の権利です。民商は申請から経営相談まで親身にサポート。時短営業するか悩んでいる方も含め、気軽にご相談ください。また民商は、協力金の増額と支援の拡充を求めています。一緒に声をあげましょう。

【概要】

府の要請	期間	1/14~2/7 ※時短開始が1/15~18までの場合も対象	支給額 (1事業所)	150万円 ※時短開始が1/15~18 までの場合は126万円
	地域	大阪府全域		申請受付
	業種	飲食店営業許可を取得している店舗。 例:居酒屋・バー・カラオケ		
	内容	5時~20時内の営業。 酒類提供は11時~19時。		

【要件】

- ① 府の要請地域・業種・内容にあてはまる(上図参照)。
- ② 飲食店営業許可など、必要な許認可を取得している。
- ③ 府の「感染防止宣言ステッカー」を登録・掲示している等。

* 必要書類: 許認可証・通帳・申告書のコピー・店舗写真・免許証など。
* 元々の営業時間が府の時短要請の時間内は対象外です。

お気兼ねなくお気軽にご相談を

- 私たちは時短営業の対象?
- ステッカーをもらうには?
- 時短? 休業? どうしよう...
- どんな書類が必要?

民商 コロナに負けず商売 つづけよう

商売なんでも相談ダイヤル

☎0120-22-0000



会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょう

商工新聞は経営のヒント・へらひの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう